

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内 家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

様

申告者（所有者）住所 _____

申告者（所有者）の氏名（名称） _____ ㊞

電話番号 _____

東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域と指定された区域内の家屋に代わるものとして家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

納税義務者 (所有者)	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ							
	氏名又は名称	警戒区域内家屋の所有者との関係 (_____)							
	個人番号又は法人番号	_____	_____	_____	_____	(右詰めで記入)			
代替家屋 (新家屋)	所在地	浦安市							
	家屋番号	_____	床面積	_____	m ²				
	共有持分	_____	種類	_____					
	取得年月日	_____	年	_____	月	_____	日	構造	_____
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得							

警戒区域内家屋 (旧家屋)	所有者の氏名又は名称	_____				
	住所表示	_____				
	所在地	_____				
	種類	_____	床面積	_____	m ²	共有持分

- 「対象区域内代替家屋」とは、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、居住困難区域内に所在する家屋の代替として取得した家屋をいう。
- 「対象区域内家屋」とは、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、居住困難区域内に所在する家屋をいう。
- 申告書は、1棟（区分所有家屋の場合は住戸）ごとに作成していただくことになります。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

軽減面積	_____	m ²	令和 年 月 日	_____
------	-------	----------------	----------	-------

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、居住困難区域内に所在する家屋の代替として取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 対象区域内家屋の所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 対象区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 対象区域内家屋の所有者と同居している三親等内の親族
- (4) 対象区域内家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象にはなりません。

2 対象区域内代替（特例対象）家屋要件

◎ 対象区域内家屋の代替として取得した家屋

※ 原則として対象区域内家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。

3 対象区域内家屋要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、当該居住困難区域内に所在する家屋

4 取得期限

居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（対象区域内代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までの間に取得された家屋

5 特例対象範囲

対象区域内家屋の床面積相当部分に係る固定資産税及び都市計画税の税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

6 申告書の提出期限、提出先

対象区域内代替家屋を取得した年の翌年の1月31日までに、浦安市固定資産税課へ提出してください。

◎ 添付書類

- 1 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、対象区域内家屋を所有していた旨を証する書類 ⇒ 「対象区域家屋の登記事項証明(写)」等
 - 2 対象区域内家屋が所在したことを証する書類 ⇒ 「納税通知書の課税明細(写)」、「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書(写)」等
 - 3 平成23年1月2日から平成23年3月10日までの間に取得した家屋については、震災発生時に当該居住困難区域内に所在、所有したことを証する書類 ⇒ 「対象区域家屋の登記事項証明(写)」、「建築請負契約書(写)」、「売買契約書(写)」等
 - 4 対象区域内代替家屋の所有者が、対象区域内家屋の所有者の相続人や対象区域内家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書類
 - 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本(写)」
 - 対象区域内家屋の所有者と同居する三親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本(写)」と「住民票(写)」
 - 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の確認書類 ⇒ 「法人登記簿の登録事項証明(写)」
- ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。